

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
看護クラーク広島	広島市西区井口鈴が台一丁目1番8号	令和8年3月1日	令和14年2月29日
らいず訪問看護	広島市安佐南区伴東五丁目29番12-302号	令和8年3月1日	令和14年2月29日
訪問看護ステーションしるし	広島市佐伯区旭園5番58号2階	令和6年12月1日	令和12年11月30日